

昭和51年 4月 1日制定
平成元年 3月 4日一部改訂
平成16年 4月17日一部改訂
平成29年 3月21日一部改訂
令和 3年 3月30日一部改訂
令和 4年 3月29日一部改訂

堺体操協会規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は、堺体操協会と称する。

第2条 本会は事務局を置くこととする。事務局については別に定める。

第2章 目的

第3条 本会は、堺市の体操発展と、堺市に関係のある市民の体操競技技術の向上と健康増進を目的とし、あらゆる努力を尽くしてアマチュア・スポーツ精神を貫き、各種行事を運営するために組織されたものである。

第3章 役員

第4条 本会には、以下の役員をおく。

会長 1名 副会長 若干名 総務部長 1名 競技部長 1名
庶務 1名 会計 1名 会計監査 1名 常任理事 若干名をおく。

会長は、本会を代表してその責務にあたる。

副会長は、会長を補佐する。

総務部長は、協会運営の全般の総括をする。

競技部長は、大会運営の全般の総括をする。

庶務は、渉外、行事、その他に関与する。

会計は、大会運営のための会計事務を行う。

会計監査は、会計の事務監査を行う。

第5条 役員は、理事会の推薦により決定する。

第6条 役員の任期は、2ケ年とする。ただし、再選は妨げない。

第4章 組織及び運営

第7条 組織

本会の組織は、理事会から成り、4月1日より翌年3月31日において運営される。

第8条 理事会

1. 理事会は、本会の最高決議機関で、原則として各行事以前にこれを開く。
2. 理事会は、理事総数の過半数の出席により成立する。

第9条 運営

本会の運営は、全て役員の決議を経て、会長の承認を得たものとする。

第 5 章 行事及び活動

第 10 条 本会は、堺市種目別優勝大会兼春季堺体操競技大会、堺体操競技選手権大会、バッジテスト、合同練習会等の各種行事の運営にあたり、体操競技の普及に努める。

第 6 章 行事参加資格

第 11 条 本会の主催する行事への参加資格は、次の項目を満たすこと。

1. 堺市に在学・在住・在勤の者であること。
2. 堺市に絶大なる貢献度が認められるか、従来より密接な関係が認められる者。
3. 万一参加資格が不明確な場合には、会長もしくは副会長から原案が提出され、理事会ですみやかに討議され、参加資格の有無が決定される。

第 7 章 行事参加規定

第 12 条 本会の主催する行事に参加する者は、以下の規定に従うこと。

1. 各行事への参加は、団体加盟しているチームからのみ参加できる。
その際、必要な参加費（保険料を含む）を支払うこと。
※ 参加費は別途定める。
2. 大会当日各チームは、顧問もしくは責任者の付き添いを必要とする。
なき場合は出場停止とする。
3. 開閉会式は必ず参加すること。
4. 選手として恥ずべき行為があった場合には、理事会の決定により出場停止を命ずることがある。
5. 会場の準備・片付けは全員で行うこと。

第 8 章 規約の改正

第 13 条 本会の規約改正は、理事会の総意に基づいて、会長が必要と認めた場合に、改正ができる。

第 9 章 補 足

第 14 条 本規約は、昭和 5 1 年 4 月 1 日より施行する。